

商品概要説明書

地域農業活性化資金 サンライズ

(令和 4 年 8 月 23 日現在)

商品名	地域農業活性化資金 サンライズ
ご利用 いただける 方	当 J A の地区内に住所または事務所を有する個人および法人で、以下の条件を満たす方とします。 ○ 当 J A の組合員（正組合員、准組合員）の方。またはお借入時までに当 J A の組合員になれる方。 ○ 農業を営む方および農業に従事する方。 ○ 個人の場合は、お借入時の年齢が満 20 歳以上で農業を営んでおり、原則として前年農業収入が 150 万円以上の方。 ○ 法人・任意団体の場合は、農業を営む法人または個人たる農業者によって組織される任意団体。 ○ 農業を営む法人の場合は、決算書等を作成し、原則として前年農業収入が 500 万円以上の方。 ○ 新規就農者の場合は、青年等就農計画書が作成されている方。またはすでに市町村から新規就農認定を受けている方。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 農業用生産資材購入資金。 ○ 農業用施設・機械の取得・改良・造成資金。 ○ 環境整備施設資金。 ○ 経営資金（ただし、負債整理資金は除きます）。 ○ 生活安定資金（ただし、新規就農者に限ります）。
借入金額	【個人】 ○ 10 万円以上 500 万円以内とします。 【法人・任意団体】 ○ 認定農業者は、10 万円以上 2,000 万円以内とします。 ○ 認定農業者以外は、10 万円以上 1,000 万円以内とします。 ※10 万円単位とし、新規就農者の場合は、原則 10 万円以上 200 万円以内とします。ただし、就農 3 年目以降については、原則として前年農業収入に応じてお借入金額を決定します。
借入期間	【証書借入】 ○ 設備資金の場合 30 年以内（据置期間 3 年以内）。（ただし、対象事業に応じた耐用年数の範囲内とします。） ○ 経営資金の場合 5 年以内。 【手形借入】 ○ 1 年以内。

	【当座借越】 ☐ 1年更新。
借入利率	☐ 当 J A 所定の利率とします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	☐ 証書借入、手形借入、当座借越とします。
返済方法	【長期資金】 ☐ 証書借入における元金均等または元利均等返済。 【短期資金】 ☐ 手形借入における期日一括返済。 【当座借越】 ☐ 指定された貯金口座にご入金された資金は、借越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。
担保	☐ 原則として、担保は不要です。
保証	☐ 原則として、保証人の徴求は行わないものとします。 ☐ 法人の場合は、原則として代表者を連帯保証人とします。 ☐ 任意団体の場合は、規約等で定める役員を連帯保証人とします。
保証料	☐ 頂いておりません。
手数料	☐ 頂いておりません。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	☐ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部金融管理課(電話：087-825-0227)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ☐ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部金融管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 岡山弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他	☐ お申込みに際しては、当 J A において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ☐ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 香川県